

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

磐梯町長 佐藤 淳一

市町村名 (市町村コード)	磐梯町 (07407)
地域名 (地域内農業集落名)	本寺地区 (本寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区は地区内が19戸の農業者と、地区外から5戸の農業者と1集落営農法人が主に水稻、ソバを栽培しており、現在のところ地区内外別の耕作面積の割合はほぼ半々となっており、現在のところ担い手等が確保できている。

・法面や水路・農道等の管理の過重な負担、深刻な鳥獣被害、農業従事者の高齢化、後継者不足、農産物の価格低迷と農業機械への多額の投資が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手の継承、地域と担い手が一体となって集落内の農地を維持管理していく体制整備が必要。

今後も地域と担い手が一丸となって日本型直接支払制度を活用していくことで、担い手が地区内外から農地の集積・集約化を進められる環境整備を行い、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れなどの仕組みの整備を進める。地域における将来の取組みとしては、有機農業の推進や野菜等へ転換などに取り組み、併せて、団地化の形成を図る。

また、共同活動継続に向けた体制づくりのため、地域の広域化、地域間の連携、多様な組織や非農業者との連携を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	94.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

日本型直接支払制度の対象農用地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地バンクを通じて集団化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際は、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
日本型直接支払制度を活用しながら、軽微な土地改良、老朽化している農道、用排水路、施設等の改修を進め、それぞれが現状を維持できるよう努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、町やJAと連携しながら、認定農業者や新規就農者の確保に努め、農地をあっせんし、技術指導の支援を展開していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA農作業受託者会を活用するとともに、今後も作業の効率化が期待できる事業者等の探索に努め、日本型直接支払制度を活用し委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策： 広域電気柵の設置の継続や有効な忌避剤等の活用、集落点検マップの作成
 ②有機・減農薬・減肥料： 有機農業の推進や講習会への参加及び研究
 ③スマート農業： デジタル技術やドローン等機材を活用しながら作業の簡素化や効率的な生産に取り組む
 ⑦保全・管理等： 日本型直接支払制度を活用しながらエリア内における農地の良好な保全と管理等に努める
 ⑧農業用施設： 野菜等転換に伴うパイプハウスの整備及び共同利用の検討